

「市川市史」著作権の取り扱いに関する覚書（案）

市川市（以下「甲」という。）と執筆者（以下「乙」という。）は、甲の発行する「市川市史」における著作権の取り扱いについて、次の条項により覚書を締結する。

第1条 甲は、「市川市史」の編集著作権を有する。

第2条 乙は、「市川市史」に係る原稿、図版等（以下「本著作物」という。）の著作権、著作者人格権を有する。

第3条 乙は、甲に対し、本著作物の複製、頒布及び第4条に規定する二次的利用を許諾する。
甲は、執筆者に対し、本著作物の執筆業務及び本著作物の利用許諾に関する対価として、原稿料をもってこれに充てる。

第4条 乙は、甲に提出した本著作物を甲が次の号の態様で二次的に利用することを許諾する。
(1) 改変する等の編集の上、「市川市史」として制作、複製、頒布することに関する利用。
(2) DVD版の制作、頒布およびホームページ上への掲載等、電子媒体における利用。
(3) その他、「市川市史」の一部を複製し、又は改変する等の編集を行った著作物における利用。ただし、この場合において、甲は本著作物の根本的な主旨、意図を変更しないこととし、必要に応じて、甲乙が協議することとする。

第5条 乙は、前条第1項に掲げる場合において、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、氏名表示については、次号のとおり規定する。

- (1) 前条1項1号および2号の場合、甲は執筆者名を掲載する。
- (2) 甲は、写真の著作物を利用する場合は、その著作者名を表示する。
- 2 第1項の取り扱いにつき、必要に応じて、甲乙が協議することとする。

第6条 甲は、乙による本著作物の利用（論文集への掲載等）を妨げない。ただし、乙は、甲が「市川市史」を発行する以前に本著作物を利用する場合は、事前に甲の合意を得ることとする。

第7条 本覚書に定めのない事項等この覚書に関し疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙が協議して定めるものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住所 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
氏名 市川市長 大久保 博

(乙) 住所
氏名